

名古屋都市計画地区計画の変更 （豊明市決定）

都市計画間米南部地区計画を次のように変更する。

名 称				間米南部地区計画		
位 置				豊明市間米町廻渡、八ツ屋、榎山の一部、島川の一部、二村台１丁目の一部		
面 積				約 20.9ha		
地区計画の目標				本地区は、本市の玄関口である前後駅から東に位置し、地区の南側は都市計画道路桜ヶ丘沓掛線、北側は都市計画道路敷田大久伝線に隣接しており、第３次豊明市都市計画マスタープランの将来都市構造において「居住ゾーン」に位置づけられている。土地区画整理事業により区画道路・街区公園等の公共施設の整備を行い、中高層住宅に係る良好な居住の環境の形成を図ると共に、住宅を主体としながら一定規模以上の生活利便施設を備えた新たな市街地の形成を図ることを目標とする。		
区域の整備開発及び保全の方針	土地利用の方針			本地区を３地区に区分し、それぞれの土地利用方針により、良好な市街地環境の形成を図る。 【Ａ地区（本地区の中央部）】 中高層の住宅並びに街区公園等を含む良好な居住環境を整備・保全する。（第一種中高層住居専用地域） 【Ｂ地区（本地区の南部及び北部）】 住宅を主体としながら一定規模以上の生活利便施設を備えた新たな市街地形成を図る。（第一種住居地域） 【Ｃ地区（本地区の東部）】 隣接する既成市街地との連続性を持たせ、ゆとりのある良好な居住環境の形成を図る。（第一種低層住居専用地域）		
	建築物等の整備の方針			A地区	B地区	C地区
				中高層住宅に係る良好な居住環境の形成のため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。	住宅を主体としながら、生活利便施設を備えた市街地を形成するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。	隣接する既成市街地との連続性を持たせ、ゆとりのある良好な居住環境の形成のため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。
備地 計区 画整	関建 する築 事項物 等に 等	地区 の 区 分	地区の名称	A地区	B地区	C地区
			地区の面積	約 12.7ha	約 3.2ha	約 5.0ha

		建築物等の用途の制限	—	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ボーリング場、スケート場、水泳場、バレーボールセンター、その他これらに類するもの 2. ホテル又は旅館 3. 集荷場等 4. 自動車教習所 5. 畜舎 6. 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内でありかつ原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものを除く。） 7. 自動車修理工場 8. 危険物の処理・貯蔵施設	—
		建築物の敷地面積の最低限度	160㎡		
		壁面の位置の制限	道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を1m以上とする。ただし、以下についてはこの限りではない。 ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物又は建築物の部分 イ 物置、車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが3m以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が10㎡以内の建築物	—	
		垣又はさくの構造の制限	垣又はさくは、生垣あるいはフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等に類するものは設置してはならない。ただし、フェンスの基礎であるブロックその他これに類するもので高さが0.6m以下のもの、又は片袖の長さが2.1mまでの門柱及びその内壁にあってはこの限りでない。	—	

「区域、地区の区分は、計画図表示のとおり」

理 由

位置について表現・語句の整合を図るため、地区計画を変更する。